

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 2 回 委 員 会 議 事 録

司会

定刻となりましたので、只今より「第2回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催します。本日の進行役を務めさせていただきます環境生活部廃棄物対策課の佐伯でございます。よろしくお願いいたします。本日は、前田委員、中本委員、谷口委員がご欠席です。委員11名のところ、清水委員が少し遅れておみえですが、8名の方のご出席です。ご出席の委員の紹介は、出席者名簿をもって代えさせていただきます。続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

<配付資料確認>

本日の会議は公開としております。傍聴希望者が10名あり、会場の収容を十分満足いたしますので、予め委員長の了解のもと入場していただきましたことを、ご報告いたします。

<注意事項説明>

本日の委員会は午後4時の終了予定でございます。それでは堀内委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

それでは第2回の委員会を始めさせていただきます。第1回は、この委員会がどのような趣旨で行われたのだろうか、あるいは委員会の設立の経緯、あるいはそのようなものの目的と、更には岐阜県下の廃棄物の処理動向、その調査結果と色々説明させていただき、貴重な意見を出していただきました。これまでの県の廃棄物行政の中で、上手くいかなかった例が多々ありますが、県のどのような点が問題だったのか、例えば地球環境村が上手くいかなかったのはなぜか、そのようなことを説明していただいたのですが、第1回のそのような経緯の説明を聞く限りでは、私自身を含めて皆さんが十分に理解できない。この会ではそのような部分でもっと上手く、できる限り分かりやすく、そして円滑に進むようにするためワーキンググループを立ち上げまして、そこで委員会の中から5人にメンバーになっていただきまして、更には活性化に繋がるような形で、色々内容を検討してもらいました。そこで第2回は、大変時間を割いてやっていただき、ホットな意見も出た前回第1回の資料の他、いいまとまりをしていただきましたワーキンググループの資料も入っております。そのようなものを踏まえ、今回の議事を進めてまいりたいと思います。

それでは、早速ですが次第に沿って進めてまいります。次第の2、「第

1回委員会議事録について」及び「委員会設置要綱の改正について」事務局より報告をいただきます。

事務局 <報告関係資料集の資料1、資料2の説明>

委員長 ありがとうございました。以上について何かご質問はありますか。

兼松委員 前回の委員会の発言についてです。最初に議事録のテープを起こしたものを送っていただきました。その時には、私が26ページの1行目に発言したことが載っておりませんでした。バツサリと載っていなかったので、私は自分で言ったことが幻だったのかと随分と考えました。たまたま他の方からメモをいただいて、あっ、私、やはり夢を見ていたのではない。ちゃんと発言していたのだ。それが何故無いのだろうかと非常に疑問に思いました。それで再度、事務局に確認していただきました。そしたらたまたま、テープとビデオを撮っていたんだけど、その部分がテープとビデオ共々切れていたと、それで入らなかったという風に言われました。一応委嘱を受け、自分なりに責任を持って発言をし、それを議事録に残してくださることというのは当然のことと考えておりました。なのでたまたまテープが切れたのだと、ビデオのテープが切れたのだというふうに思いますけれども、今後、このようなことが無いようにお願い致します。

委員長 わかりました。事務局の方、何かありますか。

廃棄物対策課長 わかりました。そのためにわざわざ委員の皆様方にデータを送って確認していただいているわけですから、きちんとやっていきたいと思いません。

委員長 修正できますね。

廃棄物対策課長 これ（本日の資料）は修正したものです。兼松委員からの意見を入れて修正してあります。

委員長 わかりました。今後はそのようなミスが無いようによろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、続きまして第1回ワーキンググループの開催結果について、ワーキンググループのリーダーである守富副委員長から報告いただきます。

副委員長 <報告関係資料集の資料3の説明>

委員長

ありがとうございました。このワーキンググループは前回の委員会の中で、メンバーの選定にあたっては委員長の方で、との意見があり、私の方で選ばせていただきました。5人の方で協議していただきまして、今回このような具体的な結果が出てまいりました。私から言わせていただきたいことがあります。実は一番最後の方から見ますと、この「傍聴人等の意見の取り扱いに関して」。これまで私、この傍聴人の方から出てきました意見書を読ませていただきまして、大変見識のある内容だなと、極めて貴重な考え方の示唆、そういうことだと高く大変内容を評価しております。意見のある皆さんに対しまして、これから毎回、そのような人たちから意見書が出た場合は、資料として配付しまして、皆さんにそれを読んでいただき、今度は委員が発言する場合、この意見を読み、考え、咀嚼しながら自分で勉強し、役立てていただきたいと思います。この意見を出していただきました近藤ゆり子さん、大変ありがとうございます。今後ともよろしくお願い致します。そして先程副委員長からの話にありました、傍聴者からの意見は15分ぐらい取りまして、あとは委員長の私に任せていただくということで進めていきたいと思います。それから、ワーキンググループのまとめの中で、大変いいなと思いますのは、やはり「産業廃棄物処理の現状把握に関して」ということであります。我々はこういう問題に関して議論しているんですが、実際に現場、あるいは中間処理場、あるいは最終処分場をどれ程我々が理解しているのか。私は様々な県の委員会に加わったことがあります。現場に行くことの重要性をひっしと感じているものですから、今回、委員の皆さんにも是非、そのような現場を知っていただいたうえで委員として議論していただいた方が良いのではないかなと。そういう意味でこういう報告をまとめていただいたことに関して大変良かったかなと思っております。それから一番最初の「県の公共関与の経緯に関して」の今日の議事に入っておりますので、これに関して、今まで副委員長から報告のありました内容について、ご意見がございましたらよろしくお願いします。

<意見なし>

委員長

それでは本日の議事に入らせていただきます。議事につきましては只今ワーキンググループの報告にありましたように、内容に沿って進めていきたいと思います。議題1「県の公共関与に関する経緯について」を事務局から説明願います。

事務局

<議事関係資料集の資料1-1から資料1-3の説明>

委員長

ありがとうございます。県の公共関与に関する経緯の説明の中では一部公共関与のあり方の中まで踏み込んで説明していただきましたが、ま

ず歴史としての経緯について、これに関してご意見のある方どうぞ。

- 兼松委員 資料を出していただいてありがとうございました。元になるものが見たいなと思ったのですけれども、それが県の中では保存されていないということで、保全協会（(社) 岐阜県産業環境保全協会）の会報を使われたものだと思います。それで、最初の資料1-3のところなんですけれども、「公共関与による廃棄物処理施設の早期実現を」という、懇話会が提言、これ自体は懇話会の提言そのものですか。
- 事務局 9ページは、保全協会が懇話会の提言文書をまとめられたものだと思います。そのような書き方になっております。
- 兼松委員 この懇話会の提言というところは、協会としての文責、受け止め方だという風に思っています。なので懇話会の提言そのものでは無いですね。それだけは確認しておきたいと思います。
- 事務局 そのとおりです。協会がまとめたものでございます。懇話会の提言そのものにつきましては先程ご説明いたしましたように、14ページ、「岐阜県における産業廃棄物対策の基本的課題と公共関与のあり方について」、これが懇話会の提言書の要約でございます。
- 兼松委員 これは違う。しかもそれは懇話会がまとめたものではなくて、協会の方がおまとめになったもの。
- 事務局 要約したのは、例えば1の「(4) 災害時における処理体制の整備(略)」と書いてあります。こういったところが略してあるということで、他のところはその懇話会から出たものだと思います。
- 兼松委員 要約した人が誰であるかということを書いているではないですか。文責として。事務局の武藤さんという方が懇話会の提言を要約いたしましたという。
- 事務局 そのとおりです。略と書いてあるところですね、その略の部分を決められ、この責任がこの事務局の武藤さんでありまして、中の文書を書いたのではなく、略したところの責任というのですか。だから、略したところを(略)と書いてですね、省略したということになります。
- 委員長 兼松委員、今質問されているのはこの懇話会のですか、これの位置づけというものはっきりしようとしているのですか。

兼松委員 この資料は、懇話会の提言そのものではなくて、懇話会の提言がありましたということを協会の方がまとめられたり、それから次の10ページは県の環境部環境整備課が公共関与について提言を受けたので、県としてはこれからこのように考えていきたいという、県としてこれをこのように受け止め、このように進めていきたいという考えだと思います。それから、14ページ以降は懇話会の提言を協会の方が責任を持ってまとめられたというものであるので、位置付けを明確にして欲しかったです。

委員長 それで、今の事務局からの回答で良いですか。

兼松委員 ちょっとわからないです。略とあるのが、例えば14ページの「(2) 産業廃棄物を巡る最近の動向 (略)」、この部分は簡単にまとめられたものでだという風に理解しておけば良いですか。

廃棄物対策課長 要約と書いて、まさに兼松さんの言われるとおりののですが、残念ながらこの提言そのものが出てきませんでしたので、兼松さんが疑問に思っておられること、例えば(1)の「現状と問題点」が提言のとおりののか、または事務局がまとめたものなのかは確認できません。ただここに、提言から手を入れた部分については「(略)」とわざわざ書いてあるので、(1)の部分については、恐らくそのままではなかったかなと想像できるだけで、私共も、残念ですけど確認していません。

兼松委員 今のお答えで、私は理解できました。

委員長 他の委員の方。

森朴委員 県の動向と県下の動向、国の動向とせっかく分けてあるんですが、先程参考資料の一番後ろに近藤ゆり子さんの提言書にも少し書かれてたんですが、この辺りの経緯が普通の常識から見て非常にわかりにくい。県の動向の流れがよくわかりにくいというのは、これを見ると逆にはっきりしてくるのではないかと感じるんです。私も公共関与のあり方についての提言をペーパーで出ささせていただいたんですが、法律や規則という客観性に基づいて議論をしていかなければいけない政策の部分を、懇話会の提言であるとか、ちょっと出所不明でなおかつ現時点では確認できないことを基に政策が決まっているということがもし仮にあるとすれば、それは県民の信頼を失わせかねない。これ(資料)で見ると、第2次の昭和54年、60年、第3次と廃棄物処理基本計画があるわけですね。これは法の定めに従った処理計画ということで現在も出されているのですが、これが、恐らく第4次のところで、いきなり公共関与と

いう形で話がポンと出るわけです。逆に読むと。その辺りで実際にこのところで、県下の動向ということで書き込むなら、これが何の背景で出てきたかある程度明らかにしていった方がいいんじゃないかなと感じています。岐阜県における産業廃棄物の問題で最も大きな争点となっております御嵩の問題というのがこの背景に否応なしに見え隠れしてまいりますので、事実関係として日にちを振っておけば、県下の動向の中で、それに対応する形で、様々な当時の環境部長の発言ですとか議会での答弁等が行われているということ、やはりきちんと知ったうえで、その是非を委員会が決定するという立場ではないかと思いますが、県民の前に明らかにして、この公共関与のこれまでのことを含めてきちんと議論しようということであれば、是非、県下の動向のところをですね、こういう背景に至った具体的な事実関係を明らかにしていくことを、私は県政のためにも、県政が今後の廃棄物行政をどういう風に進めていくかということ、もう一度見直すきっかけとしてもやるべきだと思います。私ども業界という立場で言えば、その辺りの経緯の一当事者でもありますので、この辺りをどういう表現をしろとか何とかを私から申し上げることは無いのですが、是非、そういう経過を少し書き込んでいけば、一体このことが何であったのかと。今日、傍聴にいらっしゃる方の何人かはおわかりになるかと思いますが。やはりそのあたりの県下の動向に合わせて、事実関係を明らかにしたうえで議論をしていけば、今後、より深い議論になるのではないかと思いますので、委員としてお願いをしておきたいと思います。

委員長

何か、事務局。

廃棄物対策課長

わかりました。私はこの4月から廃棄物対策課長ということで責任を持ってこれらの会議を開催しております。兼松さんからの宿題をいただいた公共関与の経緯や、資料に残っている部分、資料に残っていない部分が色々あります。当時の複数の担当者から話しを聞く機会もありますし、色々な分野の方、色々なその当時の方からもお話を聞いているのですが、数年毎に人が変わっており、本当に実際その頃に何があったかという、記録として残っているものはこのように形になっていますし、そのような形で出来る限り全ての資料を探して集めてこのように使わせていただきましたので、どこまでご希望に添えるか分かりませんが、そのような県の資料を探したり当時の方の意見を聞いたり、できる限りのことはやらせていただきます。

委員長

県の動向について、更にこれを理解するには、そのような行動に関連した当時の具体的な内容のもの、事項等があれば、それを明記してもらった方が分かりやすいのではないかと思いますので、今後これを整理

する場合、そういうものを合わせてお願いしたいと思います。

廃棄物対策課長 分かりました。

委員長 私の方からの質問ですが、「岐阜県産業廃棄物問題懇話会」は、平成8年11月に出ている「岐阜県廃棄物問題検討委員会」というものと、両者の位置関係というのはどういう風になっておるのでしょうか。

廃棄物対策課長 「廃棄物問題検討委員会」は平成8年に出てきまして、20回程度開催していただいて、廃棄物問題全般に渡り、色々な問題が出たときに専門家の意見を聞くということをやっていたもので、私も外から眺めていて、こういった専門家の意見を聞く場であるこれが一番良いと感じておりました。この懇話会の位置付けがよく分からないのですが、懇話会の位置付けというのは平成8年以前にしか無いものですし、全く懇話会とは別の形で検討委員会が出てきたものだと思っております。

委員長 平成8年までの存在ということですか、懇話会というのは。

廃棄物対策課長 1年だけです。公共関与に関し、先程出させていただきました提言をまとめて終わったんだと思います。

委員長 すると平成8年以降にこの廃棄物問題検討委員会が設置されたわけですね。それに代わる委員会と考えて良いですか。懇話会に代わって検討委員会があったと。

廃棄物対策課長 ちょっとその辺りは断言できません。

委員長 実は私、この検討委員会のメンバーだったんです。20回大変だったです。これは今までの廃棄物問題の経緯の中であまり名前が出てこない。結構、検討した中で大事な事をやっているんです。

廃棄物対策課長 そうですね、ここで平成8年で作ったということで20回程やらせていただいて、平成16年までやっており、長い期間開催させていただきました。

委員長 金城氏が委員長で、20回開催しましたね。大変なエネルギーでやった記憶があります。それがどうなっているのかなど。それと懇話会の関係が明瞭でないのです。

廃棄物対策課長 懇話会の記録が残ってないので分からないのですが、懇話会のこの

提言をまとめた段階で終わったんじゃないかと思っています。

兼松委員

懇話会についてほんの少し書いてあるのを見つけました。先程提出していただいた保全協会の文書のその前2ページに付いているんですね。それは皆さんはお持ちでないと思います。私は別の所から見つけてきたので、同じ物ですけれども。公共関与の実現に向けてという風(みだし)になっていて、岐阜県衛生環境部長の小田清一さんという方が巻頭言を書いていらっしゃいます。その中で「昨年の6月から有識者や業界団体の代表者からなる「岐阜県産業廃棄物問題懇話会」を設置し、公共関与のあり方をさまざまな方向から検討してまいりました。」というのが当時の環境部長の、保全協会の会報に書かれていても、これは県の公式な発言だと、私は思っています。

委員長

しかし、この資料に出ております懇話会の検討内容ですが、これは県の方である程度まとめられたということですけど。内容に関しては、結構いい内容も含まれていると思いますね。何かご意見ありますか。今後、我々、この委員会を話を進めていくうえでひとつの資料とはなると思えますね。

兼松委員

県の整備課が書かれた文章の中で、12ページの右側の方の上から1行目、「今後、県が公共関与事業を進めるうえでの指針となること」という風に見えるんですね。物事を、県がある事業を始めようと思ったときには、それなりの検討と、それから発端があってやるのだと思います。ここで「県が公共関与事業を進めうえでの指針となる」という風に県の環境部の環境整備課が書いている。とすれば、今無いからけしからんということではなくて、これからです。こういう指針となる大切なものっていうのは、やっぱりきちんと取っておく。何らかの方法で。紙にするのか、データベースにするのかを別にして、取っておくのが当然だと思います。

委員長

事務局の方にお尋ねしますが、この原稿をまとめるうえで、元の資料はあるんですよね。それをまとめられて、こういうものに整理されたと。

廃棄物対策課長

当時、当然あってまとめたものをここで載せているわけで。

委員長

オリジナルは無いのですか。

廃棄物対策課長

オリジナルは無いです。

委員長

どうでしょうか、この内容をこれから引き続き検討していくことで、

議題の2の「公共関与のあり方」とも関連してくるので、その中で進めていながら、またもう一度質疑があれば、また議論してまいりたいと思いますが。ここで、10分程休憩させていただくということでよろしいでしょうか。今ちょうど20分(14:20)ですので、30分(14:30)から開始するというところでよろしく申し上げます。

(休憩・再開)

委員長 時間がまいりましたので、続けようと思います。議題2ですが、「公共関与のあり方について」を審議していきたいと思いますが、先程の資料の中に「公共関与の在り方について」の要約という形で、提言の資料が提供されております。、こういったことも色々見ていきたいと思いますが、特にこの議題は排出者側の状況も踏まえて議論していきたいと考えております。それで委員の中でも排出者側の立場に立っておられます、加藤委員からお願いしたいと思います。

加藤委員 課題で良いですか？

委員長 ええ、そうですね。

加藤委員 私どもは排出事業者側になりますが、公共関与のあり方の課題を実感している事例が1つ2つございます。当然、排出事業者側は産業廃棄物を少なく、減量化することが使命だとは思いますが。これも営利事業のバランスをとる中での取り組みとなります。実際に、産業廃棄物を少なくする手段として、原材料の入荷から排出の課程までを見直して、場合によっては処理施設の設置と言った投資の話も出てくるのですが、この場合、請負となっている処理業者さんと、産業廃棄物を出す排出事業者共に、今の廃掃法という法律の中ではどうしても処理施設を設けるとための諸条件をクリアしなければなりません。具体的には近隣住民の方の了解を得なきゃいけないというようなところからスタートし、最終的に公害審議会の承認を得、行政が実態を把握して許可承認となります。法律がなかなか厳しいのは当然ですが、その課程を踏むには時間が掛かかり、またお金も掛かります。なかなか処理施設の設置は進めにくいと私は認識しております。そのようなことから、もう少し財団、公共、行政関係等が、支援していただければ、そのような施設の設置もスムーズにいくのかなと思ったことがあります。行政の方から全部整ってからテーブルにつきますよといった経験も持っておりますので、もう少し、早い段階から一緒になって考えていただけると、私どもは、産業廃棄物の減量化がやり易いと思っております。また、私どもが産業廃棄物を処理するということになると、やはり限界があります。どうしても各事業

所又は1事業所においても、出るゴミの種類が違い、効率的に処理はできません。排出事業者側でできる部分とできない部分が必ず出てきます。しかし、外部で適正な処理、リサイクルに回すようなルートの確保を進めても、すぐに探すことができれば良いのですが、すぐには探し出せないというような場合もあります。そのようなところを、行政の方から情報を公開していただければ、更にスムーズな産業廃棄物の処理ができるんじゃないのかなと考えております。それから、安定的に処分していただくためには、近いところに処理施設があると、より確実に適正に処理していただけるのではないかと考えております。

委員長

本当に具体的な話をしていただきましたけれど、例えば大企業を中小企業と比較した場合、大企業であれば自社敷地の中である程度の処理をすることもできるかと思うんですが、それにしても大きな規模でのゴミが出てきた場合、そのものの合意をきちんとやるということが必ず必要になってくる。法律的に現在はそのようなことを考えているのですから、そういうことを支援するのも公共の一部じゃないかと、これに期待したいと言われてますし、排出した物自体を最終的に最終処分場へ持っていくまでの間に、できるだけ資源化したり有効利用したりする場合においても、その過程で上手く公共の関与が必要だと、排出する事業者の方は考えているという意見だったかと思います。色々な業種の内容によっても違うと思います。岐阜県市長会会長で西寺委員は、下水道汚泥の事で話していただきたいと思いますが。

西寺委員

下水道の汚泥が一番、量の多い産業廃棄物だということですが、県でまとめた資料がありまして、下水道汚泥の有効利用率はおおよそ69%位とのこと。小さな浄化センター等の小さなプラントにおいてはそのまま肥料に利用されており、農村集落排水っていうのは、(森村委員に「特環下水はないですか。」と質問) まあ、普通の公共下水道は工業排水が混入しているので、肥料にすることはかなり難しいと思われませんが、下水道の汚泥は、そういう形で有効利用が考えられております。埋め立て処分については、(県の) 総量95,000トン程のうち、埋め立て処分されているのが29,000トン位ということではほぼ30%になるという、平成16年の報告であります。ただ個々の市(の内訳)の資料がなかなか手に入らない、ということがあり、もしこの会で、全体の状況を知りたいということであれば市長会で諮り、状況についての資料を集めたいなと思っております。多治見市では下水道汚泥を一般廃棄物と混焼させてまして、焼却場からはスラグと、飛灰を固化した物が排出されます。スラグについては建築材料として業者に引き取ってもらっていますが、これから多治見市として処理をしていかなければならないのは飛灰を固化した物であります。現在は多治見市内にある名古屋市営

の愛岐処分場という大きな素掘り型の処分場へ埋め立て処分をしておりますが、これからはクローズド型の一般廃棄物処分場で、一種の倉庫の保管の様な形で処理するためのものを建設中です。多治見市につきましてはそこで管理していこうと進めておりますので、下水の汚泥の問題は当面発生しません。多治見市の行政で考えますと、陶磁器産業の街ですから、陶磁器業者からの安定型の物、あるいは少量の産業廃棄物については、多治見市の安定型の処分場へ引き取るという形にしていますが、その他の場合については民間の産廃業者に取りに来てもらうか、そちらへ持ち込んでもらうという形で便宜を図ってもらっているわけです。安定型で埋められるものを管理型の処分場では大変もったいない話なので、その点では当初から、そのように行政と手を結んで処分していくという形態になっています。また多治見市には化学産業というものがほとんどありませんので、比較的容易に埋め立て処分を行うことが出来る状況にあります。全くこれは多治見市が置かれた特別な状況ですので、一般的な話にはならない、と思っております。

委員長

今、具体的な汚泥の話が出ていましたけれども、産業廃棄物の排出量の中で最も多いのが汚泥なんですね。汚泥には有機質の物と無機質の物がありますが、無機質の物は先程言いました工場で出てくるような廃棄物が多いですね。下水道汚泥は有機物に入りますが、大量に出てくるのは有機物が多い。2番目は家畜糞尿。これも特に多いです。その次に建築廃材。岐阜県では3番目ですが、全国的にもその程度ですね。そういう意味で汚泥というのは最も重要な検討課題ですが、西寺さん、県あるいは市町村は、公共関与についてどういう形で、汚泥事業と結びついていくかをご意見いただけませんか。

西寺委員

実体としては恐らく、県下の市町村でも、寿和工業さんへ持ち込んでいるのが多いかと思えます。

森朴委員

いや、それは今、急激に変わりつつあります。昔は多かったかも知れませんが。県下ということであれば恐らく私の方が存じ上げているかと思えますが、西寺市長さんが言われたように、旧来は最終処分場、管理型の物に含まれているのが圧倒的でした。最終処分量の中も、全国的に見ても下水道汚泥っていうのは非常に率が高かったのですが、2つの要素で急減しております。ひとつは最終処分場の逼迫から、処理コストが非常に高くなっているという事が一つ、それからもう一つは、水処理の基準が大幅に変わらして、窒素の規制が非常に厳しくなりました。下水道汚泥は窒素系の濃度の非常に高い水分を含んでおりますので、その2つの面から、全国的でかつ急激に、これまでの最終処分からセメントへシフトしています。県内では来年度からかなり変わるんじゃないかと

と思いますが、ほとんどセメント系、あるいは「りゅういき」さん（処理業者名）のやっておられる固化剤系に、県内の下水道汚泥は変わるんじゃないかと思います。あとリサイクルでは、レンガを岐阜市さんがやっておられますが、非常にコストが高いため、なかなか流通しない。在庫レンガが山となってしまいます。それからコンポストというのも一時期流行ったんですが、現在は全く行っておりません。下水道汚泥だけではなく浄化槽汚泥は、場所によってかなりの格差がありますが、重金属等を含むケースもあります。今の日常生活にはずいぶん重金属が使われているんだなと感じますが、結構重金属等の含有率が高いため、岐阜県では大部分がセメント材料と固化剤、来年度にはほとんどそのような傾向になるんじゃないかと思います。一部の市町村で、多治見市さんとか岐阜市さんのように、自前で処理されているところがありますが、どちらかといえば少数派だと認識しております。

委員長 先程ちょっとお伺いしたかったのは、公共関与ね、どういう関与で取り組んでいるのかと。

森朴委員 ご自身でやるんで100%の公共関与と思います。

西寺委員 ある意味では、多治見市の場合は特殊だろうと考えております。焼却場で混焼の際、下水道汚泥と一般廃棄物の比率で、下水道汚泥の方が多くなってしまうと、ごみが燃えなくなっていくという問題がありますけれど、多治見市の場合は普段、問題は発生しておりません。

森朴委員 一般廃棄物の場合は、可燃部分がある程度あります。プラスチック系等のカロリーは高い物のが多いので良いですが、下水道汚泥というのは含水率が80%~85%位です。通常の汚水脱水ケーキは約80%で出てきますので、それを50%位まで落とすと自然（じねん）と言って燃えるのですが、50%位まで水分を落とすには大量のエネルギーが必要なので、結構面倒な物ですね。

委員長 今言われておりますのは、処理方法等について、お話されておりますが、処理に関しての公共関与はどうなっているんですか？全くの民間レベルで、最終処分場まで行ってしまうのですか。

森朴委員 多治見市が事業者ということになります。

委員長 多治見市が事業者で、ということですね、で、公共関与ということであれば、どうなりますか。

森朴委員	公共下水ということは、多治見市が事業者でありますので、100%公共が関与していることになります。
西寺委員	今のところ、多治見市の場合は最終処分場は名古屋の処分場（愛岐処分場）に捨てておりますので、名古屋市に依存しているのですが、まあそれから自立しなければならないことから、新規にクローズド型の最終処分場も作っているというところなんです。それが完成すれば、向こう15年位はほぼ問題が無いのではないかとということです。
委員長	今二人の方にお話ししていただいただけ来ましたが、何か個別に質問がありましたらお願いします。
兼松委員	下水道汚泥について、市町村会で是非調べていただくよう是非お願いしたいと思うんですけど、量など、それぞれがどういう風に再利用されているかということが知りたいんですけど、下水道汚泥のことだけじゃなくて、下水道の整備がされていないところは、合併浄化槽とか浄化槽を持っていらっしゃるのじゃないかと思うんですね。下水道の整備の率と、それから浄化槽の整備の率というのですかね、それからその浄化槽の整備といったものはどういう風に、これは恐らく業者のほうで、処分をしていただくんだと思うんですけど。
西寺委員	はい、し尿は一般廃棄物の扱いです。それで、合併浄化槽がどんどん増えている、それからまだまだ汲み取りの所も当然あり、例えば多治見市の平成16年度では、74.3%というのが人口普及率です。手元資料に一覧表がありますが、人口で約25%位が残っていると、ただし、コミプラ（コミュニティ・プラントの略）がありますので、実際に家庭の方から見れば、一番近いところはほとんど水洗化されていると見られます。（兼松委員「コミプラって？」、森朴委員「集合型の大型の浄化槽」等のやりとりあり。）多治見市の場合は、そういう処理状況です。それには生のし尿と、合併浄化槽等から引き抜いた汚泥を一時処理する施設がありまして、そこで一時処理したものを下水道の浄化センターへ送り、公共下水道といっしょに処理をするというやり方をしています。多治見市の場合は収集と運搬を全部、公共でやっているという事ですが、浄化槽の汚泥引き抜き等は民間の業者の方がやっています。
委員長	よろしいでしょうか。
副委員長	加藤さんにお聞きしたいのですが、整備計画に出ていた、いわゆる規制型、支援型、給付型って言うんですか、先程の話では排出業者があり、中間処理、あるいは最終的な処理をしてくれるところがある場合、

情報をきちんと公共の方から与えてくれれば良いと聞こえたのですが、そのような情報を与えるという意味では、先程の分類では、支援型なのかなと思いました。大きく分けて規制だけ強化していこうというのは、前回の会議に意見があったかと思うのですが、規制型と支援型と給付型と見た場合に、実際の排出業者というのはどの辺りの公共の関与のあり方を期待されてるのでしょうか。

加藤委員

非常に難しいですけれども、当然、法律ですから守らなきゃいけないのですし、この法律自体が排出事業者の責務を明確にしています。それぞれ一企業一企業が、種類が色々ある産業廃棄物をお願いするところが、それぞれ全て違う状況の中で、本当に信頼のおける処理業者さんを捜すというのは非常に難しいところがございます。現地にも足を運んで状況を調査したり、その会社の経営方針などを伺って契約を交わしているわけですが、時として適正に処理されないようなケースもあるのではないかと思います。又、毎日排出されたものを全てが適正に処理されているかどうか確認することが難しいというのが、現状じゃないかと思います。マニフェストという紙ベース、今は電子マニフェストも普及されてきてますが、で最終処分されたと確認しているのが実体であり、定期的な調査はやっておりますけれども、ゴミと一緒に最終処分場まで毎日行くわけにはいかないの、やはり行政から、優良処理事業所を紹介していただけたら、そこに処理を委託したいと思っております。また、私も処理業者さんと、一社契約というわけにはいきません。処理業者さんも、当然施設の定期点検等もございまして、例えば地震等で車が動かさないようになったりすることもあるかもしれません。ゴミを安定的に処理したいことから、処理事業所の情報を少しでも教えていただければ活用したいので、「支援型」で協力をいただければなと思います。

副委員長

ありがとうございます。それであればその現状の中、実際にそういう廃棄物を扱う処理業のところで、そのようなランキングって言いますか、ここは優良にやっています、ここは適正にやっていますよ等の、そのような判断基準というのは、業界としては何か方向性を持ったり、そのような照会が来た場合に、こういった業者を紹介するというようなシステムが現状はあるのでしょうか。

森朴委員

最近はその関係に取り組んでいます。要するに業者の取捨選択というのが、どのようにシステム化できるかということだと思んです。そこでひとつの大きな流れとして、情報公開という形の企業の廃棄物処理業者であっても、社会的企業としての大きな運動は同じだと私は思っております。企業にとって社会全体に対して情報公開の情報開示のあり方をどういう風に考えるか、今特に、大きく業界全体が変わろうとしてお

りますのが、マニフェストシステムということで、廃棄物には処理の最後まで伝票が付いて回るシステムです。よく色々なところで、不法投棄事件があると、マニフェストシステムは役に立たないという意見をいただくんですが、私ども現場から見ますと、システムとしては非常に良くできていると思うんです。ただしあのマニフェストというのはこの廃棄物がどこから出て、どこでどうゆう風に処分されたかということを追跡していく手だてではありまして、不法投棄をされること自体の防御としてはなかなか使えない。不法投棄があったときには何が悪かったかということが、かなり正確に、どこで誰がごまかしたということが、かなり正確に判るんですが、そういう面で予防的効果というのは余り無いです、廃棄物処理業者の優良化のための取り組みというのは今、実は国でも行っておりまして、国で優良制度を作ろうと一生懸命やっております。ただし、なかなか上手くいかないのが現状です。本来的に廃掃法の基本は排出事業者の責任であるものを代行するという立場で、廃棄物を処理する事業者であるというところで、限界がありまして、情報公開も含めて排出事業者の側の情報、あるいは排出事業者が所有する廃棄物であるということが割りとネックになっておりまして、現在、情報公開を前提条件にしている優良事業者制度というのがテスト的に始まっているんですが、処理業者の方がそれを受けようとしても、排出事業者からの情報を開示しなくちゃいけないということになります、むしろそのあたりで排出事業者との委託契約の中では、守秘義務が課せられているということが圧倒的です。その辺りがかなり大きなネックとなっております。それともうひとつ、排出事業者の優良化というのが、経済的なシステムとして考えないと難しいんじゃないか、と思っております。なぜならまず一つには私たちの方から見ますと、非常に簡単に収集運搬の許可が取れるというところがかなり大きなネックとなっております、失礼な言い方をすれば、収集運搬は講習へ行っ、車が1台あれば誰でも取れると言って過言では無いと思います。ただしその収集運搬の方が排出事業者から請け負って、そこから先を排出事業者に変わって行ってはいけないということになっておりますが、現状を中小零細の排出事業者の方から見ればですね、失礼ですが加藤委員の所の規模の会社から見れば、中間処理から最終処分先まで担当を決めて、見に行くことも可能であるかと思いますが、産廃の排出事業者というのは、ほとんどすべての事業者の、市町村で受け取ってくれないところの市町村では、住んでおられる方は全員排出業者になる可能性がございますので、そういう点から見ますと、それだけの義務を果たして課せるのかどうか、ということになります。ということであればその人たちは、取りに来る人に依頼してしまうということが、容易に想定できます。その辺りを考えると、抜本的にシステムを、日本の国全体の課題として考えて行かなければならないと思いますが、大きな流れとして、特に不法投棄の事案等で、排出事業

者の責任を追及されるという結果がかなり出てきましたので、その関連から、慎重に業者を選び始めていると、商品を納入するのと同じ慎重さ一変な原材料を買うわけにはいかないのと同じ慎重さで、危うい業者へ出したら、事後のリスクが大きいということが、やや常識化してきたと。恐らく10年以内で大きな変革があると予想しています。

委員長 ありがとうございます。不法投棄の問題のある業者がいるというのが現実ですが、優良化制度が県でもできれば大変いいなと思いますが、そのような現状を報告していただけますか。

廃棄物対策課長 優良化の関係となりますと、今県ではその関連で取り組んでいることがあります。通常県では、どこかに良い業者がないかという問い合わせには軽々しく特定の業者を紹介することはできませんので、昨今、建築廃材を取り扱っている中間処理業者の中で、優良な、安心して委託できる業者を、優良業者として選定、検討していきまして、これは委嘱した委員の方に現場を見ていただいております、近々、第1号を選定するところです。法律を遵守し、また廃棄物をきちんと選定し、分別に取り組んでいる業者を指定する、そのような取り組みを行っております。

委員長 わかりました。

兼松委員 加藤さんに伺いたいこと、確認したいことそれから、県の方にも確認したいことがあります、加藤さんとしては、過去の事例の中で、自社の中間処理施設を作りたいというときに、なかなか住民の同意が得られなかったり、ハードルが高い、そういう時に県としての支援、公共の支援、というのを確認したいのですが。例もあれば。

加藤委員 実際、今の法律は、その手順を踏まないと、行政と対等のテーブルには付けないと思います。今、産業廃棄物処理施設を作ることには県民の方の理解を得るといえるのは、廃棄物処理自体を事業化するという目的ではなくても、廃棄物処理施設を作ること自体、なかなか同意が得られないのではと思われまして。一企業から、「作らせてください」と回ったとしても、近隣の人は何のメリットも無く、心配の種をひとつ設けるわけですから非常に理解されにくいと思います。先程、西寺委員からもありました。下水道の汚泥脱水ケーキは80%というお話ですが、私どもも汚泥を出していますが、40%を切っております。これは法律ができる前に乾燥機を導入したために汚泥の減量化ができています。いま近所の方に、乾燥機を入れるよ、と言っても、恐らく同意は得られない、と私は考えております。今後、行政の方から少し協力していただければ、住民の方が納得するような助言、説明等をしていただければ、少しでも場内で

処理する排出事業所が増え、若干、排出量も削減できるのかなと思います。

兼松委員

はい、中身をもうちょっと明確にさせていただきたかったので、今の言葉でよくわかりました。反対に住民の気持ちもよくわかります。それからもうひとつなんですけれども、先程も守富委員からおっしゃられてた、排出をする方と、それからそれを例えばリサイクルするところ、もし、あるのであれば、それを紹介してもらいたいような、そういうシステムができないだろうか、という提案と、受け取ってもよろしいのでしょうか。

加藤委員

はい、そのとおりだと思います。やはり排出事業者側は、極力、最終処分場の埋め立てまで持っていく必要の無いルートを開拓していきたいという基本的考えを持っております。国内で最終処分場がだんだん無くなってきているという現状から、先々を見ていくとやはり事業者の使命でもありますし、業界全体の使命だと思うのです。埋め立てが果たして、未来永劫に続くとは思えませんし、違う処理ルートを確立できる、お知恵をお貸していただけると助かります。

兼松委員

岐阜県のHPのなかで、排出業者の方と、それから中間処理というのかな、リサイクルというのかな、そこをつなぐ場が、どこかにあって、あーこれいいシステムなんだけども、どういうふうに活用されているのかな？ということも思ったことがあるのですが、無いですか？私、勘違いでしょうか？

廃棄物対策課長

県では情報公開していますので、県の許可業者については全ての業者について、ネットの上でどこの業者がどんなことをやっていたのかはわかりますけれども、今兼松委員さんが言ったことは本当に大分前から一応は研究が進んでいると思うんですけど、まだ上手くいったということは聞かないんです。A社から出た廃棄物、大体産業廃棄物っていうと業者によって、出てくる廃棄物がほとんど決まりますので、それもそのネット上でこういうのが出るから、これを利用して、このような製品を作りたいとか、リサイクルして何か物を作りたいっていうのは、材料を探している業者と上手くマッチングするというようなシステム、ネット上で、いろんなところでやっているいろんな研究されていることは、かなり前から実際にいろんな事が試みられております。具体的に言って日本中の工場からこういうものが出て、上手くマッチングしてやるような場は無いのではないかと思います。

兼松委員

県の中で、どの部分だったか、ネット上で、つなぐ場があったような気がして、こういう事が始まっているので有れば、とてもいいのではな

いかなど。だからその廃棄物の、排出される物の中身のことがあったりそれをネット上で公開ってことがいつもいいとは限らなくて、だからそういうどっかに相談窓口とか、そういう蓄積をしてもらって、それぞれの見に行けるような、そういうところがあると、減量が少しでも進むのかなと思います。

委員長

ありがとうございました。大分、具体的な話に入ってきましたら、あの、その他に県内の排出事業者側にあたる団体の岐阜県土木建築解体組合の方、それから岐阜県の解体建廃事業協同組合の団体の方から、書面が届いておりますので、事務局から説明してもらえますか。

事務局

<議事関係資料集の資料2の説明>

委員長

ありがとうございました。このようにして要望書が出てまいっております。これまた参考に、思慮してまいりたいと思います。

それでは続きましてですね、今度、産業廃棄物処理施設の必要性について、これは資料2、森朴委員がペーパーにまとめられた資料でございますが、森朴委員に説明していただいてですね、先程話していただいた排出事業者側の状況や、廃棄物の動向等も踏まえ、今後どの様な施設が求められるかについて議論していきたいなと思います。

森朴委員

<議事関係資料集の資料2の説明>

委員長

ありがとうございました。具体的な内容で色々と問題点を指摘されたと思いますが、何か意見等ございますでしょうか。

副委員長

2点程教えていただきたいのですが、一つは最後におっしゃられた下から5行目の「一部法令と矛盾する同意行政等の違法手続き」というのは、具体的には何を意味するのかということと、一番最後の段落にある「地球環境村構想」が失敗に終わったこと以外全く総括しれておらず、その必要性は白紙に戻し」というのはどこまで戻すことを白紙というのか、という2点です。

森朴委員

まず1点目のですね同意行政の話ですが、実は県政政策総点検の中でも、実は一部触れられております。県も、これは十分ご存じなんですが、廃棄物処理法の定めというのは、岐阜県がですね、許認可に関する権限を持っております。これは法令受託事務という手続きによってです。その法に定められて、環境大臣から委託を受けた許可権限なわけでございますが、これについてですね、岐阜県においてはその許可申請の手続きに関して要綱を定めておりますが、この要綱の中で周辺住民の同意を求

めております。周辺住民の同意のあり方ですとか、その地域社会での企業としてのですね、合意形成のあり方というのは、私はこれをきちんと議論して定めるべきだと思いますが、現時点です、岐阜県が定めている同意の要綱は、御嵩事件以降、何を思いましたのか、市町村長の定める区域内の住民の同意を取れと。それはいったい何の意味のあることなんですかと。要するに何か問題のあった時は、市町村長が責任を取れと言っているのだと私は理解しております。法によって許可の権限を与えられた法の執行者です、自らの権限をですね判断するに際してです、第三者にそれを委ねるといのは、私は全くの間違いだと思います。いい悪いの以前の話として間違いだと思います。なお、その同意のあり方自体が実は大きな問題を孕んでいまして、単純に同意の有無だけを争点として争われた事例ではですね、裁判で同意が必要であるとした都道府県側の裁量は間違いであるということで、全て負けております。にも関わらずこういうことを続けているということは、私は同意があるということが、その処理施設の安全性なり、何かを担保するということに本当に繋がっているのかと、それから情報を公開することが本当になっているのかと。私は非常に疑問点であります。それは、同意さえあれば何でもいいのかということでもあります。むしろ、大切なことは、これはこの委員会に出る際にも、私は組合員の方々に処理業者、許可を持って処理施設を持っていらっしゃる方々に同意についてどう考えるかと聞いて回りました。そうしたら全員が同意が必要であると言います。これは恐らく普通の常識から言えば、産廃の許可業者で処理施設を持っている業者なんて、同意なんていらないうふうに、恐らく皆さん思われると思うんですが、そうじゃないんだと。本当にその地域の人に反対されて仕事なんてできるはずがないと。どんな商売人でも当たり前だと。その地域の人たちと本当に仲良くならなければ、ましてこれだけ嫌がられ、嫌われているその時代のなかで、周りの人たちからお前達やってもいいよと言われることは本当の信頼関係だと。それを作るために自分たちは努力してきたんだと。新たに事業者の方々がやるとすればそれぐらいのハードルは当たり前だと。しかし、問題なのはその手続きが本当にこれでいいのかと。今の手続きによって何か事業者の安全性なり、その施設の安全性なり信頼性なりが確保されるのかということ、全くそうは思わない。このあたりは法に従ってまず議論をしていただくべきではないかと。法律がおかしいというのであれば、それはまさしく法律として議論していただくべき。処理業者、それなりに今、すいませんちょっと乱暴な言い方になりますが、一生懸命にやってきて随分いろんなことを言われて、だいぶみんなストレスもたまってきて、処理業者の方も、メチャクチャなことをやって金儲けしている奴らが横にいてですね、一生懸命守ってやっていて、なおかつボロクソに言われてという状態でやっているものですから、いっそのこともう一度許可なんてみんな

な一番難しくしてもいいよなんて、みんな業者の方は思っています。しかし、それを許可権者である県が法律として運用するときには、その法律に従ってやっていただきたいというお願いであります。法律に従ってやるならば同意行政によるべきではない。同意行政というのは、本質的に県が許可権を法律によって行使するときに、その周辺の住民に責任を被せるものの何ものでもないと思います。本当に県が自ら判断をして、それが悪いと思うのであれば、それを不許可にすればいいと思いますし、それがいいと思うのであれば自信を持って許可すればいいことだと私は思います。これは政策総点検の中で同意行政は続けると書いてありますので、これは間違いだと思いますので、是非とも今回の施設整備に関する部分でご議論いただきたいと思ひまして提案をさせていただきました。もう一つの、『地球環境村構想』が失敗に終わったこと以外全く総括されておらず、その必要性は白紙に戻して議論すべきである」ということですが、私は処理施設は必要であると思います。しかし、公共関与のあり方というのは、まさしく今この委員会の中でも出てきておりますが、この資料の中を見る限りにおいては、公共が関与しなければいけない必然性というのは、民間に任せておくと危険だからというような議論ぐらいしかこの先程の資料の中には出てきておりませんので、民間に任せておくとどう危険なのかと一度議論をすべきではないか。改めてここまで来ますと、公共関与のスタートであったはずのその懇話会の資料さえ明らかにならないということになりますと、公共関与は何故、誰がやろうとしたのということさえ今の時点でスッキリと分からない。だとするならば、公共関与すべきか否かという風に、またその公共関与する内容というのはどういう内容にすべきかという風に絞って一度議論をしてはいいかがと思ひましてこういうふうにご提案させていただきました。以上です。

委員長

ありがとうございます。私の方から質問ですけれども、色々現場の話、良く知っておられるのでご説明いただきましたが、その辺り業者の中も非常に真面目にやっていて、それで報われない。一方で、無茶苦茶やっても上手くやっている。しかも、それは法律の以内でやっていなければならないというようなことを言われたと思います。無茶苦茶やっている人は法律を度外視しているということですか。

森朴委員

ついこの間まで、同じ行為をやった場合許可業者と無許可業者がやった場合ですね、無許可業者が受ける罰の方が軽かったです。無免許運転の方がですね、運転免許証を持ってやっている人より同じ行為をやって、受ける処罰が重いという状態でした。

委員長

森朴委員は、結局、法律を遵守した中できちんとやるべきだけれども、その中に無茶苦茶な業者がいるというわけではないのですね。

森朴委員

法律にはいっぱいまだ欠陥があると思います。この検討委員会です
ね、法律のあり方について、仮に検討してみたとしても実現性の無いこ
とだと思しますので、それは県政全般の所で、別のところで議論すべき
ことだと思えます。それと、今おっしゃられた減茶苦茶なことをやって
いる事例は、最も有名な事例が善商の話であります。あれはホームペー
ジまで開いてですね、堂々と減茶苦茶なことをやっていたわけござい
まして、堂々と減茶苦茶なところへ、市町村・県も含めて、廃棄物が運
び込まれるというような状態でしたが、私どものような業界団体から見
ても、ちょっと信じられないようなびっくりしたことが後からありまし
た。あそこは一度処理施設の許可を取ったというような風潮がありまし
て、ある程度許可を取っているんだというふうに当時認識しておりまし
た。とんでもない、そんなことも知らなかったのかねと思われるかもしれ
ません。私どもに当時そういう形で情報が公開されていなかったもので
すから、誰がどのような許可をどういうふうに持っているかというの
がネット上で公開されたというのは、善商以降ですよ。今ですと、何
だあのインチキと、さっと分かるんですが、当時は分からなかった部分
がありましたが、許可権者である岐阜市さんに限っていえば、どうやっ
たら見逃せるのか、見落とせるのか、私には理解ができませんでした。
そういうことです。

委員長

それともう一点、業者関係の方からかなり悪い者扱いされるような風
潮があると言われまして。公共関与という点です、その点はどうか
と思うのですが、これが必要だろうと。そうすれば悪者は出てこないだ
ろうと思われがちだと言われましたよね。一方、加藤委員の話の中から
ですね、例えば資源化に結びつくような廃棄物の再利用、こういった場
合には高い技術とか、資金の支援ですとか、こういったものに関わりを
もつ部分が公共の支援、そのようなものを期待したいというような意見
もあったと思うんですね。だから、施設が必要かどうかと言う場合は、
業者の対応とかそういうことではなくて、本質的にいるかどうかとい
うことに関しては、どちらも必要だろうと、そういうふうに主張されてい
ると考えてよろしいでしょうか。要するに、こういった廃棄物の処理施
設の設置とかね、そういうものは産業廃棄物の悪化の防止のためにもし
なければならぬんだと。

森朴委員

処理施設はですね、私は、先程申し上げたところと重複して恐縮なん
ですが、今皆さん方、ここにいらっしゃる委員の大部分、傍聴者も行政
の方も皆様含めてですね、リサイクルと言うと喜ぶと思うんです。私は
眉唾です。最初にリサイクルともってきたら眉唾と思ってつきあいます。
私のつきあった中で99%が眉唾の方です。何故かという、生産活動、

先生、例えばこういうふうにイメージしていただけるとお分かりになるかと思うんですが、例えば先生が会社を経営されていて、そこで工場を作っておられるとします。廃棄物の話でリサイクルの新技术をもって来たよって、あっ、そうかっていう気持ちになりますよね。原材料の方で新技术を持って来たって言ったら、一応眉唾ですよ。原材料がいきなり空中から湧くような話をされたら、どんな工場でも生産現場で材料がいきなりすばらしい物が出てくるっていう話ありますか、今。この20世紀に。リサイクルの話っていいのはそんな話ばかりなんです。錬金術みたいな話ばかりなんです。そんなリアリティの無い話が、減量化、減量化って言っていますが、何をやっているのかと言えばアスファルトとコンクリートがらだけです。重量で。後は、ごめんなさい。随分エキサイトしました。有機も無機も汚泥は何をやったかと言えば、乾燥しただけです。減量化の大部分は。リサイクルをやったのは石原産業くらいです。あれだけドラスティックな転換をやったのは、私の知っている限り石原産業だけです。あんな大規模で。それ以外にそんな便利な方法が出てくる訳が無いんです。しかも、その原材料がですね、A社からB社に変わる。こちらで捨てていた物が、こちらで急に材料になるような社会構造、経済生産活動がどうしてできるんでしょうね。

委員長

わかりました。

森朴委員

先生、基本のところでは処理施設っていうのは誰が作るかではなくて、汚泥が出たとしたら、汚泥は水とその他の有機物か無機物なんですね。それを減量化しようと思ったら、水と分けることなんです。分けるとすれば、沈殿で分けるか蒸発で分けるか、これ位ですよ。あと遠心分離とかいろんな技術はありますが、基本は分けることです。分けるプロセスを誰がやるか、どういう方法でやるかということが処理の話だと私は思っています。そのリサイクルの話とかに非常に行きやすいのですが、本論が何億トンの話をしているときに、お茶碗一個の話がほとんどなんです。リサイクルマーケットのような話によく話がいくんですが、現実に成功した例をほとんど見たことが無いです。極めて例外的に上手くいっているリサイクル関連は、セメントですね。セメントは何かと云ったら、ロータリーキルンに常に大量の熱エネルギーを使っていた。そのことが上手くいっている理由で、しかも今セメント業界がすごい不況であるということ。そこで熱エネルギーを回し続けながら、そこへ廃棄物を入れるということが両者にとって非常に大きなメリットがあったということだと私は思います。今のリサイクルシステムというより、岐阜県の産業廃棄物がどういう風に出てくるか、それに対してどのような規模の処理施設がいるかということは極めて物理的かつ経済的な話としてきちんと議論をして、それに公共関与が本当に必要なのという議論をしてい

ただきたいと私は思います。

委員長

最低限必要な施設というのはどういうものかということを考えてもらいたい。したがって、森朴委員も最低限は必要だと認めていらっしゃるということですね。色々と意見が出てまいりました。かなり、産業廃棄物の中身も多様なものですから、また量的にも種類によって違うものですから、それについて3Rという政策、これは世界中に言われています、これはあるところではどういうところにスポットをあてるか、それなりに考えていく必要があると思いますが、議論を進めるうえで、最低限のそういうものが必要だと考える頭をもつとした場合、今後それではですね、どのような施設を考えていくかでいいと思うんですね。最低限ですよ。最低限の産業廃棄物の処理施設は要るだろうと、それをどういふものであろうかと考えるという合意まではできたと思うんですね。最低限の処理施設がどういったものが必要であるか考えていきたい。田辺委員どうぞ。

田辺委員

最低限の処理施設が必要だと皆さんが納得できたとは思っていません。

委員長

だから今議論しているんですよ。

田辺委員

公共についての関わり方というのが、まだきちんとできていない。それから、今2つの事業者の方のお話、加藤さんと西寺さんのお話を聞きましたけど、ここを聞かしていただく限りは、何か公共で、いわゆる公共関与の意味合いが随分違っているなど私は今感じたんですけど。始めの話で、前回からの話から言うと、最終処分場を公共で作ろうという話だったと思います。公共関与の中に許可を与えるとかどういう風にしていくかというところの公共関与、私、今ずっと考えていた公共関与の一つの中に、例えば、県が事業者の許可を与える、これも公共関与にあたると思うんですね。その公共関与のあり方自身がすごい問題じゃないかなって、私さっきからずっと思っていて、今まで産業廃棄物できちんと適正処理されたところに問題が起きたわけではなくて、適正処理されていなかった事業所がいっぱいあって、そのようなところが住民といっぱいトラブルが起きていますし、問題が起きているわけですね。それについての、じゃあ、公共関与で与えているところの県がどういう責任が取れているのかなというところが全く無いような気がして、そうするとこれ自身のところがまず問題じゃないかなと、私ずっと思いながら聞いていたんですけども。

委員長

県の信頼の部分ですね。それは今まで、前回も話をしておいて、例えば、森朴さんも最初に話しておられました地球環境村構想が上手くいか

なかった。県の方で頓挫してしまった。その背景は何かというと、やっぱりこの構想を中心的に主体的にやってきた県の方のとらえ方というか、行使の仕方に問題があった。これははっきりしていますよね。具体的にどの辺が悪かったかということはまだよく見えていないと思います。

田辺委員

それと先程からも思っているんですけど、県の資料の中にずっと積み重ねが何も無いとすごく思うんですね。さっきの構想の話でもそうですけれど、資料が出てこないというのを見ると、やっぱりこの産廃の問題についての積み重ねがあって当然こういう問題が出てきているはずだと思うんですけど、その積み重ねの資料がすごく曖昧で出てきていないところでやっていったいいのかなというところをすごく感じます。

委員長

資料というのは懇話会の資料ということですか。

田辺委員

懇話会のもそうですし、ちょっと個人的に言いますと、ゴミGネットで色んな資料を、例えば業者の資料をもう20年も前から業者が動いていて、違法行為を行っているんで、その前の前提のときにどういうことがあったのかということを中心に資料でもっているはずだと思ってお聞きするんですが、出てこないんですね。私たちの方が、もう何年来のものを積み重ねて持っているのに、どうして県の方は持っていないかなって。でも、許可を与えた限りは、この事業所はこういうことをやってきたかをきちんと知ることが県の仕事だと思っているのですが、それをお聞きするときは、いつも担当が変わりましたから分かりませんか、資料がありませんとか、言われてしまうと本当の意味での公共関与の意味がどこにあるのかなと私は思うんですけど。

委員長

県の方、どうでしょう。今の田辺委員の意見について。

廃棄物対策課長

今の許可業者に対しての県の指導というのは評価していただけてないかもわかりませんが、恐らくこの数年間で劇的に変わってきたと思っています。県としても専門の部署を作りましたし、許可業者に対する取り締まりというのは、一般の方からの苦情に対しても、実は私も現場の課長をやっていたこともありますけれども、一度たりとも無視したことはありません。通報があれば必ずどんな現場でも必ず職員が行って調べましたし、それにそれぞれのところに、全部が全部、100%とは断言いたしません。当然過去からの指導歴なんかも取っておりますし、一度具体的に「こういう所でこういうことがあって、こういうことの資料が無いのか」という、許可業者の良くない行為がありましたら、具体的な名前を教えてください。

田辺委員

後日、実はお願いがありますので、よろしく申し上げます。

廃棄物対策課長

できる限り調べさせていただきます。過去からのことについて、最近こういうことを言うと説得力がなくて辛いんですけど、県は別に隠す必要はありませんので、こういった廃棄物行政で過去の資料が無いからとか、兼松さんの最初の自分の発言がなかったとか、いかにもわざと消したような感じでご迷惑をおかけしたことは本当にお詫びしますけれども、当然、一般の方も、傍聴人もマスコミにもこうやって公表しているわけですから、何かを県が隠してやっているような時代ではないことだけはご理解いただきたいと思います。ただ、この前も委員長から地球環境村が何故できなかつたかと言われましたが、私は4月から来たんですけども、4月からいろんな場所で、本当にもう打たれっぱなしとか、どういう所へ行っても地球環境村でお叱りを受けます。公共関与でつくると言って10年間嘘をついていたと。それは、排出業者の方々の期待を裏切ったのと同時に、今度は処理業者の方から言わせると、それは民間は危なくて、公共だと安全だと。そのような幻想を抱かせることによって、公共でなければダメだと言うことによって、民間の施設整備が進まなかったと。2重の罪をお前は犯したと。お前が10年間やってきたことではないことは知ってはいるけれども、罪は大きいと。色んな場所で、色んな方から強く言われました。その中で地球環境村が何故できなかつたかと言えば、良く言われるように県が真剣に取り組まなかったからとか、いろんなことが挙げられますが、ある業者の方から言われました。職員のスキルが無いんだと。はっきり言われました。産廃処分場を作る程の能力のある職員がいないと。いなかったと。私も4月から来て、自分で考えて本当にその産廃処分場を作るだけの能力が、いわゆる公共関与なんかがやれるか。そしてもう一つ言われたのは覚悟があるのかと。いわゆるこういう状況の中で、産廃処分場を作るだけの覚悟がお前にあるのかと。覚悟とスキルがあるのかと。そう言われると、特に産業廃棄物を専門にやっているような職員なんていません。そういうような状況の中で仕事をしているわけで、そんな専門職員がいるわけではないです。その中で、私がこういう会議を立ち上げてやったのは、やっぱり職員に限界があるわけですから、専門の方達の意見を聞いて、例えば公共関与についてどのようにしていったらいいとか、これも兼松さんからだいぶお叱りがあったのですが、最初に公共関与のあり方とか、森朴さんからもお叱りがあったのですが、話を白紙に戻してやるんだと言っておきながら、いわゆる建設が前提の会議ではないかというように批判をいただいております。確かに作る必要がないのであれば、こんな会議をやるわけがないわけですから、嘘じゃなくて、ある程度何とか公共関与の形が見えてこないかというのを皆さんの中で議論をしていただきたいというのが本当の気持ちであって、そこでどういう形になる

うと、参考にやっていきたいと考えております。県が公共で何かを作ろうとしているのが大前提でないことだけは、皆さんに信頼していただきたいということです。

委員長

廃棄物対策課長からの嘘の無い、本当の言葉だと思います。私も今、課長の言われた言葉切実に分かるんですね。この陣容でね、傍聴人の人の意見も含めて、何か、あるこの陣容でものを作るということはできないだろうか。手法として他からいろんな知識ですとか、要望とかを得るということはワーキンググループから出されているように勉強会をしたり、あるいは現場へ行ったりとか見ながらいいものを作っていく。というようなことでしかないと思うんですね。技術の低いところは、いろいろな共同研究、あるいは研究機関がありますから、そのような専門家はいるわけですから、そのような方々の関与もしていただきたいなど。積極的です。そういうことでいずれにしても、我々県をいじめることばかりやっていると、何か前が見えない。やっぱり出てくるからには、いい形、岐阜県は今まで失敗を多くしていたけれども、何か今度いいことをやっている。いい委員会でこういうことをしようとしている。できたら何年かしてできたものが評価されるモデルとなるようなケースになった。そういうことができるように何か頑張りたいなど。頑張っていたいただきたいと思うんですね。そういう意味でもう少し、前の悪いところは必ず振り返って、こういう間違いはやらないでおこうと言いながら、また新しい方へ向かって色々な提案を温めて、実現化に向けていきたいという風に思うんです。それで、時間もあれですが、よろしいでしょうか。

清水委員

何か一言しゃべってくれということですので、色々と参考になる話を伺いまして、本当に勉強になりました。いくつか感想のようなことになるかもしれませんが、一住民としての意見なんですけれども、昨今協働という言葉をよく言われますが、先程も赤裸々なお話もありましたけれども、きちんと市民の生活を顧みながら、どういうふうなことをやっていくのかということを考えていくためには、やはり裏金問題にも象徴されますように体質改善をしていただくということをまずお願いをしまして、そのためには県民の立場に立っていただくということが一番だと思っておりますけれども、それぞれの立場で協働でこれからの事業を進めていきたいなと思います。ひとつ、森朴さんのお話の中で、同意行政というものがありましたけれども、県の条例の中で、廃棄物処理施設だったのかちょっと記憶にないんですけど、県の場合は同意というよりも説明責任があるという風に規定されていたような気がするんです。ですから、同意を得るには必ず住民に説明をしていかなきゃならない。納得を得なければいけない。同意というより、この説明責任というものに

重点をシフトしていただきたいということを思います。これを基本に置きながら、バックボーンに置きながら、これからどういう施設が必要なのかということを議論していきたいなというように思うんです。産廃施設の場合は、一廃の施設と違いまして、経済性っていうのか、経済生活の反映っていうのと、それから施設を長期的に運営していくためには、収支がバランスとれるのかということで、どういう施設が必要なのかということが違っていきますよね。1回目の時の資料に出していただいた、どういう施設があるのかということで第3セクターで23あって、そして廃棄物処理センターで18あって、それから以前計画が出ても見込みが立たないといったような資料をいただきましたけれども、見込みが立たないというところでは、採算が合わないというのがほとんどのところであると思うんですね。施設の形態で見ると、焼却施設であったり、管理型・安定型であろうと、処分場であったり、焼却施設とリサイクルの施設があったりとか、混合型みたいのがありますよね。岐阜県の場合はどういう施設が必要なのかということが私はまだちょっと見えていないんですね。どういうものが岐阜県の中で排出されてて、どういう問題があるのかっていうところが一市民としては見えないところなんです、その辺のところの議論が欲しいなと思うわけなんです。それから、全国でも、例えばエコシティみたいな、エコタウンとかエコシティと言われるような、先程加藤委員の方からでた企業の出てくるようなものを処理するようリサイクルセンターのようなものとか、建廃の処理施設のようなものとかが隣合わせにあって、繋ぐようなシステムというか委員会というのか、よく分かりませんが、そういう所が、企業の中で出来ていたりとか、そして最終的にどうしても処理できないものが焼却施設にまわるということで、焼却場が作られて、処分場ができていく。そのような過程があるのかなって思うんです。だから、最終処分場が要るのか、何が要るのかっていう議論が欲しいなっていう風に、自分が分からないものですから、しているところなんです。県が関与しましたら、立派な施設になるかと思うんですけれども、作っても採算が合わなかったら、税金をずっと投入していくということになりかねませんので、やはり産廃の場合は収支バランスがとれるのかどうかということを考えながら、その複合的なリサイクルっていうんですかね、そういうものを採算のひとつのベースに乗せられるのか分かりませんが、そういうことを複合的に考えっていった方がいいのか、それともそういうことは眉唾が多いから、そんなことは置いておいて、とは言っても企業間を越えて、業種間を越えて話し合いをされているのを良く耳にするんですよ。ただ少量ではダメだとか、作っても出ていかない。お金が高いからというものもあるし、品質が悪いからということもあるんでしょうが、そこをどう担保していくのか、どう支援していくのかということも公共が関与できることがあるのか無いのかっていう風なことも考えられるのか

なっちゃちょっと思っているところなんです。

委員長

ありがとうございます。今、清水委員が言われたことは、かなり広域な見方というか、繋がりを持った産業廃棄物行政というものを考えておられる。具体的に言えば、この近くで言うと富山のエコタウンというものですとか、一カ所の大きなものを集めて、環境教育のようなものを作っておられますが、それに近いことかもしれませんね。いずれにしても、具体的な、県ではどういうものが必要なのか。そういうような点はこれからいっしょに検討していかなければならないと思います。そのためにも、前回、ワーキンググループで検討していただいたことで今回の議題にもあがっております「産業廃棄物の処理施設の視察等について」というようなことで、これについて次にいきたいと思いますが、この件について事務局から詳しく説明願います。

事務局

<議事関係資料集の資料3の説明>

委員長

当然のことながら、事務局の方で資料を集められてどこがいいかというようなことを考えておられるのでしょうか。

事務局

特別にどこにもご了解を得ておりませんので、私どもの方から特段名前を挙げることは難しいかなと思いますが、例えば、8月に県でバスツアーみたいなことをやっておりますので、そこでやっている所ですとか、今までやっているというような経験上のお話はできるかなと思いますが、ただ、他にもワーキンググループでご希望がございましたので、皆様のご希望を一応聞いて、その所をあたってみたいなと思っております。

委員長

ワーキンググループで具体的な所がでたんでしょうか。例えば、中間処理施設ですとか。中間処理施設と言っても色々ありますよね。

事務局

一般的には焼却施設ですとか、先程森朴委員のお話にありました製造行程の中で汚泥を焼却して、燃料としてリサイクルといいますか中間処理されているような形の所もありますし、最終処分で行きますと当然、埋立施設でございます。それから排出事業所といいますと、こちらに排出事業者の代表の方もおられますが、工場ですとかになるのかなと思いますけれども。

委員長

有機物汚泥なんかの施設は。

事務局

有機物汚泥を発生する工場で、そういう有機物汚泥を処理している中間処理施設というような所が分かりやすいのかなと思います。下水汚泥

もですね、下水汚泥が処理している所を見る方が、分かりやすいのかな
と思っておりますが。よくご存じの方もおいでかと思しますので、具体的
に名前を挙げていただきまして、私どもの方でその中から、調整させ
ていただくという、相手方のご了解を取れる所と取れない所があろうか
と思っております。

森朴委員 委員長。一応、ある程度大規模な処理施設を見た方がいいかと思いま
す。というのは、今処理基準が本当に、許可の基準が厳しくなりました、
小規模のものはこれから民間がやろうが、公共がやろうが恐らく許可に
ならないものになると思います。ある程度以上の規模のものを見ること
をお勧めします。

兼松委員 本巣市になるのでしょうか。住友大阪セメント。そこは、是非、見さ
せていただけると良いです。

廃棄物対策課長 はい、分かりました。私どもの方で交渉させていただきます。

委員長 セメントとしての利用ということですか。

兼松委員 希望としてです。例えば汚泥など原料が入ってくるころから、それ
らが投入されてセメント材料になるころまで。系列的に見ていきたい
と。

廃棄物対策課長 当然、日にちを決めますと、こちらからなかなかリクエストできない
とは思いますが、森朴委員からもありましたけど、廃棄物処理の
全国的な、セメントの工場での処理というのが大きく進んでいるもので
すから、モノが上手く限定できるかは別として。

森朴委員 今、何系列かあるから。

廃棄物対策課長 恐らく大丈夫だと思います。ご希望に応えられるような形で交渉した
いと思います。

兼松委員 別に入ってくるものを限定するということではなくて、そこにあるも
のが原料になっていく過程を見せていただきたいと。

廃棄物対策課長 分かりました。有機物汚泥の、下水道汚泥といいますと、県の各務原
でやっている施設がございまして、あれですと県の施設ですので100
%見ていただくことが可能だと思います。下水道汚泥の処理ということ
ではあそこがいいのではないかと考えております。

委員長	民間企業でそういう土づくりとかやっている所はないですか。
廃棄物対策課長	下水道汚泥をリサイクルするような形の所もありますので、あたってみます。
副委員長	あたってみますはいいのですが、位置とかがあって。
廃棄物対策課長	恐らく、最終処分場ということになると寿和工業さんの所に頼まなければならないと思いますと、多治見まで行かなきゃいけないと思いますし、その行程も考えて、あまり強行軍にならないようにコースを考えていきたいと思います。
委員長	それでは、そういうことを踏まえて行程を考えてもらえますか。
森朴委員	いつ頃になりそうですか。
事務局	できるだけ早く。調整させていただきましてご連絡さしあげます。委員長、副委員長のご都合もありますし。
委員長	次の委員会は11月ですよ。
事務局	その前には。
廃棄物対策課長	次回の委員会の間までには計画したいと思います。
事務局	10月中くらいには。
委員長	今回の議事はそんなことでよろしかったでしょうか。最後の議題の4の「今後の委員会の活動について」簡単に見てみますかね。これについては、今日の話し合いの中で出てきたことをもう一度整理して、改めてきちんと整理してワーキンググループで今後の活動について検討してもらって次回にたちあげてもらおうと。
廃棄物対策課長	わかりました。
副委員長	一つだけ皆さんに確認を取りたいんですけど、先程委員長から処理施設という争点が出されたわけですが、今日の議論としては最初の話にありましたように、規制型、支援型、給付型のものと。話としては、排出業者の側からとしては、先程の情報も含めて規制のところのもう少し強

化、あるいは見直し等というのが今日主だったと思うんですね。清水委員の方からも意見が出ましたとおり、では本当に将来そのような施設が必要なのか否か。恐らく次ぎにはこの議論が必要になってくるのかなと思っています。その時に前回ありました、要するに収支ですよね。今岐阜県下でこれぐらいのものが出ていて、これだけ処理しなくちゃいけない。一応、前回資料として出ているんですけども、再度その辺のところを見直していただいて、それでもやっぱり、今日も意見が出ましたとおり、最終処分、県外に持っていかないことを想定するならば、収支から言えばどうしてもこのぐらいの処理は、最終処分場として必要だと。あるいは、先程の情報、あるいは回すような仕組み、あるいは規制を強化することでどこまで民間の方で処理をお願いできるのかっていうのも、今日の話では限界があるということもありました。その辺の規制強化あるいは情報である程度適正業者を見つけて、そこに回せばある程度、県外に行く可能性はあるにしても、あるいはどこかに不法投棄されてしまうのかもしれませんが、そうしたものを一度収支としてきちんと検討したうえで、もし適正に理想的な状態に持っていった場合の、最終処分場としてこれぐらいの処理量のものが必要ではないかと。ただ具体的な数値のうえでの情報を、前回も出ていますが、今日の議論に基づいた資料を見たうえで次の議論に入りたいという思いもあり、その辺の精査と今日の議論のポイントの確認を委員長にお願いします。

委員長

恐らく今ワーキンググループの方から、今度検討するうえで資料不足だなというところがありますよね。と同時に現地視察も頭に入れていただいて、その基でもうちょっと具体的にどういうふうはこの収支問題ですとか成り立っていかねばいけないと。そういう意味で最小限はどれくらいかと。その具体的な資料というのはどういうような形でやっていったらいいのかなと。

廃棄物対策課長

一番議論の根幹を成す部分だと思いますが、昨年度やりました廃棄物の処理量などのデータがあるんですが、それでも大雑把で、確かに本当に県でどのゴミをどれくらい処理しないといけないのか、どれくらい施設が足りないのかということはなかなか見えてこないんですね。私たちも資料を調べたりはしているんですけども、例えばこういうゴミをここで処理するためにはここにこういう施設がいるというようなことがない限り、それを公共でやるのか民間でやるのかという議論もないというのは確かに出てくるんです。もう一つ、先程建廃をやっている組合の方の陳情がありましたけれども、本当に安定型の処分場は全然ないのかと、安定型の処分場が無いという話はよく聞きますけれども、本当に県で出る廃棄物が県内の安定型で無理なのかと。もちろん陳情の中にもありましたけれども、高ければ処理できる場所があるけれども、安く処

理できるところが無いから他県に行くんだというような議論もあります。数字については、私たちが色々努力して提供できるものは提供できるように頑張って調べて提供したいと思っています。

清水委員

今、施設の見学のスケジュールを見させていただきましたが、例えば、愛知県ですとか三重県ですとか近隣の、施設まではいかなくても、地域バランスみたいなもの、どんなものがどれだけあってというような他県の様子を出してもらおうとか、それに上乗せで岐阜県の特長ですとか、産業の特長というようなものを乗せるとかというような手法を使えば、より素人でも見えるかなと思うのですが。

森朴委員

今産業廃棄物の情報をですね、どれだけ正確に把握できているかというのは、実は日本の産業活動をどれだけ正確に把握できているかと同じことで、切り方によって見える部分と見えない部分とがすごくあるんですよ。私、さっき申し上げた、下請け構造化というのは、実は製造プロセスと同じ構造がありまして、廃棄物が出てくるプロセスが今、ものすごくドラスティックに変わり始めていまして、数年前と今と全く違うくらい変わってきています。それで本当に議論しなくてはいけないのは、廃棄物処理施設は必要だねと、オールジャパンですとみんな合意すると思うのです。どのような施設が必要かは別として。3Rの原則も全員が賛成できるだろうと。全員とは言いませんが、基本的には多くの方が賛成して下さるだろうと。そこから先、誰が何の仕事をするのというところから実は議論が進化していかなくて、心情の話と具体論とが一緒になってしまって心情的にこういう社会があったらいいねという話とそれが明日あるみたいな話がですね、混乱して常に語られる。ここの場合ですね、公共関与の話っていうのは、実は、きちんと冷静に見なきゃいけないんですが、何故公共関与なのかのところ、廃棄物五原則という話と実は絡まっておりまして、その中での自己完結という議論がありまして、自己完結があって公共関与があってという、その廃棄物五原則というのがあるんです。廃棄物五原則というのは実はあまり検証されていないような五原則のような気がしておりまして、一体全体なんやという、よく分からないんです。その五原則が本当に今やらなきゃいけないことの、今政策総点検と言ってますが、廃棄物五原則がそのまま受け継いでいるんですかね。どうなんですかね、それもわからなくなってきたね。

廃棄物対策課長

総点検の中で廃棄物五原則というのを検討した例はありませんので、当然、廃止したということはないですけど、個人的に感じていることですけれども、地球環境村をなくしたところからスタートしましたので、廃棄物五原則と地球環境村構想というのはペアのようなものでしたので、

廃棄物五原則というのは消えていて、そのとおりにやれというのは当然無いんですけど、ただ、検証がなかったという非難は受けるかもしれませんが、自己完結というのは、例のこの前の村長さんも言われたんですけども、自己完結というのはきれいな言葉で、自分のゴミは自分で始末しろと。他の者も迷惑をかけるなということで、一見、どこが間違っているんだというような言葉ですけども、その自己完結という言葉によって施設の整備が進まなかったということも考えられますし、そこでゴミを処理するというのが、経済的な原理ですとか他のいろんな原理を全部無視した形で、理想論のような形になっていった。でも実際に処理施設を作るにあたって、やっぱり皆さんこのことはご存じですけども、他のところから来たゴミは嫌だと。自分のところのゴミだけ、一般廃棄物はその最たるものですけど。一般廃棄物でさえ、その町内や市内のどこに作るかで色んな問題があり、苦勞されてみえるところがあるのに、増してや産業廃棄物ですとありとあらゆる所から来るゴミを何でウチでやるんだと。その裏返しみたいなもので自己完結があったんですけども、自己完結がそのことによってモノができなかったという例もありましたし、なかなか一概に自己完結がダメだとは否定しがたい部分もあるような気がします。ですけども、地球環境村構想と廃棄物五原則とはペアでしたので、廃棄物五原則にこだわって今後進めようという気はありませんし、何回も言いますけれども地球環境村は白紙撤回で終わりましたので、一から考えていっていただきたいと思います。

森朴委員

全くですね。担当者の方が変わるのには仕方が無いんですけど。

委員長

森朴委員。その五原則に関してはですね、廃棄物検討委員会の初期の頃に真剣にやっていたんですよ。やっぱり自己完結というのは大事だと、原則的にという風になったんですが、2回目あたりに、しかし実際にできないものもあるじゃないかと、県内の中で。隣の県できちんとやってくれる、あるいは特殊なものを扱っているならば、そっちの方が安いのではないだろうか。あるいは、事実、業者の方で行き来している現実もあると、だからこれを全く100%完結型でやれというのはいいのか。あるいは、それをもうちょっと考えなければいけないんじゃないだろうかという議論した記憶があるんですね。平成8年くらいでしたでしょうか。

森朴委員

存じておりますが、その委員会に廃棄物関連のですね、団体の意見、あるいは業者の意見を聞いたのは一回だけですよ。自己完結、理想的に日本国内は法律上、バーゼル条約という国際条約によって自己完結を命じられているのですが、そこから先で産業廃棄物のところで自己完結を命じられるのかという基本的な命題を議論していなくて、あのとき検

討委員会でご議論されたのは主として下水道汚泥だったと記憶しております。あれは当時、木曾川右岸流域下水道で、県が自らが排出事業者であったという構造がありまして、そのために地球環境村でやらなければいけないという旗が振られたと私は記憶しております。けしからんとか昔おかしかったとか私は言いたくないじゃないんです。今もう一回仕切り直そうとしているときにですね、もう一度真摯に議論していかないと、私ども業界にとっては生死の問題なんです。県内で生き残れるかどうか。これ以上、行政があてにならないのであれば、極端な話、市民団体と組んでやった方がいいねと、これは。市民団体と業界が話しをしながら、何が悪いの何が悪いのってやらなきゃいけないんじゃないかなと思いつているところなんです。それも一つの意見にしか過ぎないという、逆に言えば。一番うるさく反対するところだけ組んでやればいいんだと、これもおかしいですね、本当は。本当はみんなそのプロセスを全部明らかにしていかなければならない。五原則という中で、例えば自己完結というのが正しい命題だということになるとですね、岐阜県で作った自動車しか乗っちゃいかんですよ。インカムは自己完結ではないのに、アウトプットだけ自己完結って、絶対おかしいです。それは今の経済社会を否定してですね、幻を描いているという印象が、私はしてならないです。そういうことまで検討したんですかと、私は失礼ですが、当時の検討委員会がそのような命題を与えられていなかったことは十分承知しておりますし、堀内先生はじめ委員皆様方が非常によくやられていることは十分承知しております。ただ、今、廃棄物の処理の現場で経営者だけでなく、そこで働いている多くの人たちにとって、産廃業者だっていうことがどのようなね、その子供たちの感情まで含めて、ウチのお父ちゃん産廃業者やっていうときの気持ちを、きっと理解はしていただけないだろうと思います。しかし、その人達によって成り立っている産廃の現場をですね、私は、どうやってでも守っていかなければならないと思いますし、その方々の上に立っている現状というのは、この10年あまり県が、民間業者はけしからん、公共がやればいいんだと。だから、私は今、県に対しては厳しいことを言わざるを得ない。もう一度、県民の前で今回議論をする場を与えてくださったことは感謝しております。嫌みでもなんでもなく。そのうえで、せつかくのことですから、現場も見てください。廃棄物五原則も含めてですね、考えていかなければいけない。先程、私の提言の中で「概ね県内に必要な」というところは、これは政策的な配慮です。なぜなら全部の所が俺の所以外でやってくれと言われたときにはどこでもできないってことになりますから。しかも、現実に行政指導上、全ての県でですね、法律に上乘せする形で産業廃棄物の持ち込み規制を、事前届出制度でやっております。それは現実に、自己完結なんてきれいごとじゃないんです。輸入規制という形でやっておりますので、それがどんどん進化していくかどうかは今は明らかでは

ありませんが、概ねそれに必要となるような、処理しなければいけない量は必要となるでしょうと。民間の処理業者の話ではなしに、廃棄物を出す業者がもっと軽便に処理施設を作れないかという提案は、実は経団連なんかも出しておられます。排出事業者自らが出す時には、いいんじゃないのって言っているんですが、法律上これは色々クリアしなければならない問題があって実現しておりませんが、その方向におそらく進んでいくと思います。個別の事業者でできる限り減量化してその残って非常に高度に難しいものだけが処理されていくという形になっていくと思いますし、処理量はこれからもどんどん減っていくと思います。そのあたりを踏まえたうえで、是非このあたりの議論でお願いしたいのは、基本に則した議論をお願いしたいと思います。

兼松委員

やっぱり産業廃棄物は経済で動いていく。それは現実だと思うんですね。だから地球環境村構想があって、そこでアンケートをとられたことがありました。その時に、処分場ができたなら入れてくれますかと、簡単に言えばそういうことだったと思います。その時に今のところ間に合っていますと。そういう答えがいっぱいありました。それはやっぱり経済活動として、それを動かしていくから。それを私たちは規制できないかと思います。そういう地球環境村と五原則というのをあまりいつまでも持たない方がいいと思います。そういう中で処分場を本当に作れるのかなど。流動的な中でどうやっていくんだろうって、私たちは要るのか要らないのか、つくるとしたら一体どういうようなものなのかとか、一体それにお金がいくらかかるものなのかとか、そこまで出して、ある程度、概略でいいから、ある程度のお金の目処みたいなものを出していただけないと判断ができないんです。正直なところ。

委員長

わかりました。清水委員、手を挙げられています、申し訳ないですが、時間が来たということで次の会議があるということでもう少して締めないといけないんで、残念ですが、次の第3回目に意見を述べていただきたいと思いますが。事務局、次に具体的に岐阜県でどういうところのそういう施設の必要性みたいなところを話をしたいとのことですので、その点をワーキンググループで中心に議題を整理していただいて、次回に活かしてていきたいと。その前に現地の視察をするということで、皆さんの意見を伺って上手く実践していただきたいと。

清水委員

最後にひとつだけ。実はお願いがあります。傍聴の方々に、先程も森朴さんの意見の中に市民の方々とやりたいということもありましたが、このわずかな市民の中では片付かない問題なんです。これをどういう風に市民の共通の課題にしていくのかという…。

委員長	実は、清水委員は最初におられなかったんですが、傍聴人の方から15分程意見を伺うことにしていたのですが、申し訳ございません。上手く時間の配分ができませんでした。
田辺委員	もうひとつ。こちらの鉛筆ですが、みなさん使ってらっしゃらないようなので、今回は要らないように思います。
委員長	それでは次回、第3回も皆さんよろしく願いいたします。